

①国名	オランダ王国 Kingdom of the Netherlands (NL)				
②名称	Ministry of Economic Affairs and Climate Policy, Netherlands Enterprise Agency Netherlands Patent Office				
③所在地	Prinses Beatrixlaan 2, 2595 AL Den Haag				
④連絡先	(電話)(31 88) 042 66 60 (E-mail) octrooicentrum@rvo.nl		(FAX) (31 88) 602 90 24 (internet)http://www.rvo.nl/octrooien		
⑤組織の長	Director : Mr. Thijs Spigt				
⑥沿革	<p>(1) 1910年に特許法が制定された。この特許法は、1995特許法が1995年4月1日に施行されて廃止された。</p> <p>(2) この1995年特許法は、2008年改正法(2008年2008年6月5日施行)により改正された。</p> <p>(3) オランダにおいては、ベネルクス商標法が1969年7月1日に導入された。このベネルクス商標法は、2006年9月1日にベネルクス知的所有権法に置換えられた。</p> <p>(4) また、オランダ王国においては、意匠又はひな形に関する統一ベネルクス法が1975年1月1日に導入された。この統一ベネルクス法は、2006年9月1日なベネルクス知的所有権法に置換えられた。</p> <p>(5) オランダ王国においては、2010年10月10日にオランダ領アンティルが解体され、これにともなってポネール島 シントユースタティウス島及びサバ島の3島がオランダの海外特別市となった。</p> <p>(6) オランダは1977年に発効した欧州特許条約の加盟国である。また、統一欧州特許裁判所協定も批准しており2023年6月1日から欧州単一効特許の運用が開始されている。</p>				
⑦所管	特許				
⑩加盟条約	WIPO 1975/1/9	ベルヌ 1912/11/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7	PLT 2010/12/27	レコード保護 1993/10/12	ローマ 1993/10/7
	シンガポール 2014/1/8	TLT 2008/8/11	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1987/7/2	ヘーグ			
	マドリッド(標章) 1893/3/1	ロンドンアクト	ヘーグアクト 1984/8/1	ジュネーブアクト 2018/9/18	リスボン
	ストラスブール 1975/10/7	マドプロ 1998/4/1	PCT 1979/7/10	ロカルノ 1977/3/30	ニース 1962/8/20
		ウィーン 1985/8/9	WTO 1995/1/1		

①国名	<p style="text-align: center;">オランダ王国 Kingdom of the Netherlands (NL)</p>					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2,677	3,023	3,470	3,772
		(内 外国出願)	449	825	1,390	1,911
		(内 日本から)	13	31	32	22
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	2			
		(内 外国出願)	2			
		(内 日本から)				
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,936	1,911	2,264	2,815
		(内 外国出願)	358	366	656	1,073
		(内 日本から)	41	16	20	24
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
出典: WIPO IP Statistics						

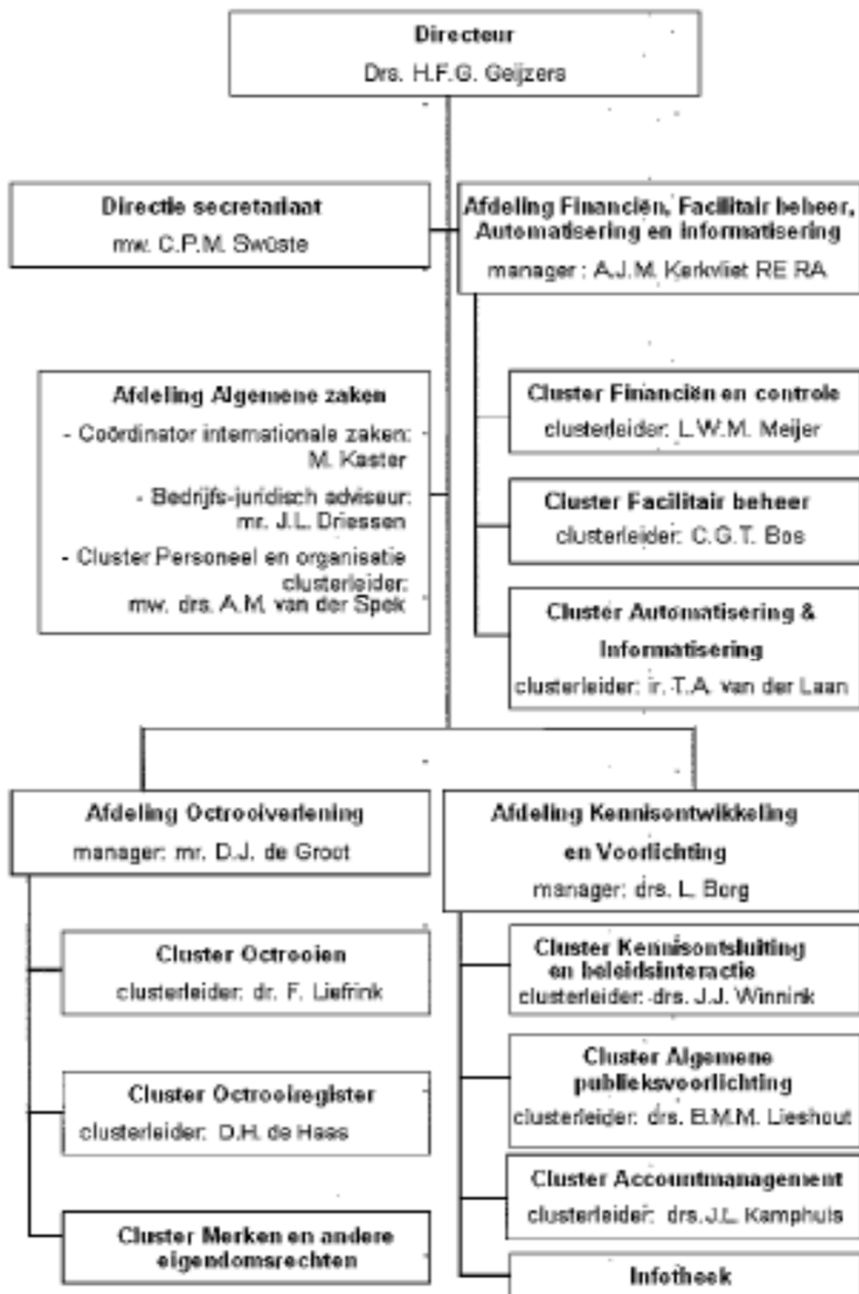
①国名

オランダ王国
Kingdom of the Netherlands (NL)

⑫ 組 織

<組織図>

オランダ特許庁は、経済・気候政策省 (Ministry of Economic Affairs and Climate Policy) の下部組織であるオランダ企業庁 (Netherlands Enterprise Agency) の1部局である。
(注) 組織図はオランダ特許庁が経済関係省の下部組織であったときのものである。



①国名	<p style="text-align: center;">オランダ王国 Kingdom of the Netherlands (NL)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2021年8月1日改正施行
	③地理的効力の範囲	オランダ王国内。オランダ領アンチル諸島及びアルーバ島を含む。 (特許法第113条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)加盟国 欧州特許条約(EPC)加盟国。 欧州特許裁判所協定(UPC A)批准国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条、第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。オランダ国内に居住していない出願人は、オランダ国内に居所を定める必要がなくなり、代理人の選任の必要がないが、公認の代理人を選任が望ましい。 (特許法第23a条)
	⑦出願言語	オランダ語。但し、クレーム以外の書類は英語で提出することができる。 (特許法第24条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第36条(6)) 医薬品、農薬等については5年を限度として延長(補充的保護証明書)が認められる。 (特許法第90条～第98条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第4条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 当該出願人又はその前権利者との関係における明らかな濫用による直接的又は間接的結果として生じた開示から6ヶ月 (2) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6ヶ月 (特許法第5条(1))
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用することができる発明に該当しないもの (特許法第2条(1)) (2) 発見並びに科学上の理論及び数学の方法それぞれ (3) 審美的創作物それぞれ (4) 精神的行為、遊戯又は業務遂行のための計画、規則及び方法並びにコンピュータ並びにコンピュータプログラムそれぞれ (5) 情報の提示それぞれ (以上、特許法第2条) (6) その商業的実施が公序良俗に反する発明、特に以下のもの (a) ヒトをクローン化する方法 (b) ヒトに係る胚細胞の遺伝的同一性を変更する方法 (c) ヒトの胚の使用 (d) ヒト又は動物に対し顕著な医療上の利益を生ずることなく苦痛を与えることになる動物の遺伝的同一性を変更する方法及び当該方法によって得られる製品 (e) ヒト、動物又は植物の生命又は健康に危険をもたらすか又は環境に対する深刻な損害をもたらす方法 (7) 形成及び発達の段階にある人体並びに遺伝子の配列又は部分配列を含む人体部分の1の単なる発見 (8) 植物又は動物の品種 (9) 専ら交雑又は淘汰等の自然現象によって構成される、植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法、及びその方法によって取得される生産物 (10) 生物学的多様性に関する条約第3条、第8条(j)、第15条(5)及び第16条(5)を侵害することになる発明 (11) 人又は動物の体に適用する手術又は医学的治療及び診断方法により、人又は動物の体を処置する方法 (以上特許法第3条)

①国名	<p style="text-align: center;">オランダ王国 Kingdom of the Netherlands (NL)</p>																																																															
特許制度	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。但し、方式審査が行われる (特許法第30条)																																																														
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日又は優先日から13月以内に先行技術調査の請求を行わなければ無効となる。調査結果は通知されるが、実体審査は行わない。(特許法第32条(1)、第34条)																																																														
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																																																														
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第31条、第19条(1)、(2))																																																														
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も特許出願又は付与特許に関する情報を書面でオランダ特許庁に提供できる。(特許法第38条)																																																														
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許権者を含む利害関係人は無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第75条(1))																																																														
	⑱実施義務	有。3年。特許付与日から3年以内に実施されない場合は、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第57条(2))																																																														
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="443 703 1546 837"> <tr> <td>出願料(オンライン)</td> <td>80 EUR</td> </tr> <tr> <td>出願料(オンライン以外)</td> <td>120 EUR</td> </tr> <tr> <td>新規性調査手数料</td> <td>100 EUR</td> </tr> <tr> <td>国際型調査請求手数料</td> <td>794 EUR</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用](21年目以降は補充的保護証明(SPC)の料金)</p> <table border="1" data-bbox="443 837 1546 1196"> <tr> <td>1年次</td> <td>0 EUR</td> <td>10年次</td> <td>400 EUR</td> <td>19年次</td> <td>1,300 EUR</td> </tr> <tr> <td>2年次</td> <td>0 EUR</td> <td>11年次</td> <td>500 EUR</td> <td>20年次</td> <td>1,400 EUR</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>0 EUR</td> <td>12年次</td> <td>600 EUR</td> <td>21年次</td> <td>1,600 EUR</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>40 EUR</td> <td>13年次</td> <td>700 EUR</td> <td>22年次</td> <td>1,800 EUR</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>100 EUR</td> <td>14年次</td> <td>800 EUR</td> <td>23年次</td> <td>2,000 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>160 EUR</td> <td>15年次</td> <td>900 EUR</td> <td>24年次</td> <td>2,200 EUR</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>220 EUR</td> <td>16年次</td> <td>1,000 EUR</td> <td>25年次</td> <td>2,400 EUR</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>280 EUR</td> <td>17年次</td> <td>1,100 EUR</td> <td>26年次</td> <td>1,300 EUR</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>340 EUR</td> <td>18年次</td> <td>1,200 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出願料(オンライン)	80 EUR	出願料(オンライン以外)	120 EUR	新規性調査手数料	100 EUR	国際型調査請求手数料	794 EUR	1年次	0 EUR	10年次	400 EUR	19年次	1,300 EUR	2年次	0 EUR	11年次	500 EUR	20年次	1,400 EUR	3年次	0 EUR	12年次	600 EUR	21年次	1,600 EUR	4年次	40 EUR	13年次	700 EUR	22年次	1,800 EUR	5年次	100 EUR	14年次	800 EUR	23年次	2,000 EUR	6年次	160 EUR	15年次	900 EUR	24年次	2,200 EUR	7年次	220 EUR	16年次	1,000 EUR	25年次	2,400 EUR	8年次	280 EUR	17年次	1,100 EUR	26年次	1,300 EUR	9年次	340 EUR	18年次	1,200 EUR		
	出願料(オンライン)	80 EUR																																																														
	出願料(オンライン以外)	120 EUR																																																														
	新規性調査手数料	100 EUR																																																														
	国際型調査請求手数料	794 EUR																																																														
	1年次	0 EUR	10年次	400 EUR	19年次	1,300 EUR																																																										
	2年次	0 EUR	11年次	500 EUR	20年次	1,400 EUR																																																										
	3年次	0 EUR	12年次	600 EUR	21年次	1,600 EUR																																																										
4年次	40 EUR	13年次	700 EUR	22年次	1,800 EUR																																																											
5年次	100 EUR	14年次	800 EUR	23年次	2,000 EUR																																																											
6年次	160 EUR	15年次	900 EUR	24年次	2,200 EUR																																																											
7年次	220 EUR	16年次	1,000 EUR	25年次	2,400 EUR																																																											
8年次	280 EUR	17年次	1,100 EUR	26年次	1,300 EUR																																																											
9年次	340 EUR	18年次	1,200 EUR																																																													
⑳料金減免措置の有無	有。調査請求時に、対応する出願について欧州特許庁又はオランダ特許庁が作成した新規性調査報告書を提出すれば、調査手数料は不要である。 (特許法施行令第6条(5))																																																															
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(オランダにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)																																																															

①国名	<p style="text-align: center;">オランダ王国 Kingdom of the Netherlands (NL)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2019年3月1日改正施行(ベネルクス知的財産条約、以下、知財条約)
	③地理的効力の範囲	2019年3月1日改正施行(ベネルクス知的財産条約規則、以下、知財規則) 欧州に所在するベルギー王国、ルクセンブルグ大公国及びオランダ王国の領域 (知財条約第1.16条)
	④他国制度との関係	欧州連合知的財産庁(EUIPO)の共同体意匠(Communiy Desing) ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者(雇用期間中の作業若しくは従業者の創作は使用者、委託に基づく創作は委託者)又は承継人(自然人/法人) (知財条約第3.7条(1)、第3.8条(1)(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。但し、本事務所又は本拠を欧州経済地域に有しておらず、代理人も選任していない者は欧州経済領域内に連絡先住所を届け出なければならない。 (知財規則3.6(4))
	⑦出願言語	フランス語、オランダ語又は英語 (知財規則2.1(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができ、最大で25年。 (知財条約第3.14条)
	⑨新規性の判断基準	欧州共同体内又は欧州経済領域内の当業者が知り得る公知公用及び刊行物 (知財条約第3.3条)
	⑩グレースピリオド	有。 (1)創作者若しくは受益者又はそれらによって提供された情報若しくは行われた行為による第三者による開示であって、出願日又は優先日前12月以内の開示。 (2)創作者又は受益者による不適切な行為により生じた出願日又は優先日前12月以内の開示。 (知財条約第3.3条(4))
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義(知財条約第3.1条(2)、(3))に該当しないもの (知財条約第3.23条(1)a) (2) 製品外観の特徴であって、専らその技術的機能によって課せられるもの (知財条約第3.2条(1)a) (3) 製品外観の特徴であって、その製品の形状及び寸法が、必然的に正確な寸法で複製されなければならないもの (知財条約第3.2条(1)b) (4) 先行する商標が、所有者の承諾を得ないで使用されている意匠 (知財条約第3.6条b) (5) 著作権によって保護されている著作物が、所有者の承諾を得ないで使用されている意匠 (知財条約第3.6条c) (6) パリ条約第6条の3に記載されている要素の1についての不適切な使用を構成している意匠 (知財条約第3.6条d) (7) ベネルクス諸国の一における良俗又は公の秩序に反している意匠 (知財条約第3.6条e) (8) 出願が意匠の特徴を十分には明らかにしていない意匠 (知財条約第3.6条f)
	⑫実体審査の有無	無。方式及び手数料納付の確認が行われる。また、公序良俗に反する意匠は公告を拒絶することができる。 (知財条約第3.9条、第3.13条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (知財条約第3.9条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (知財条約第3.1条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (知財条約第3.4条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (知財規則2.1)
	⑲出願公開制度の有無	無。

①国名	オランダ王国 Kingdom of the Netherlands (NL)		
意匠制度	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により出願日又は優先日から12月以内の間、公告を繰延べることができる。(知財条約第3.12条)	
	㉑異議申立制度の有無	無	
	㉒無効審判制度	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は検察官は、無効を裁判所に提訴することができる。(知財条約第3.23条)	
	㉓登録表示義務	無。	
	㉔費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願基本料(意匠の数1)	150 EUR
		意匠の数:2~10(追加される意匠1件ごとに)	75 EUR
		意匠の数:11~20(追加される意匠1件ごとに)	38 EUR
		意匠の数:21~50(追加される意匠1件ごとに)	32 EUR
		意匠の要素の説明の公告(意匠1件ごとに)	42 EUR
		公告繰延手数料	40 EUR
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		更新基本料(意匠の数1)	102 EUR
		意匠の数:2~10(追加される意匠1件ごとに)	51 EUR
	意匠の数:11~20(追加される意匠1件ごとに)	25 EUR	
意匠の数:21~50(追加される意匠1件ごとに)	21 EUR		
存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料	12 EUR		
㉕料金減免措置の有無	無。		

①国名	Kingdom of the Netherlands (NL) (オランダ王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2019年3月1日改正施行(ベネルクス知的財産条約、以下、知財条約) 2019年3月1日改正施行(ベネルクス知的財産条約規則、以下、知財規則)
	③地理的効力の範囲	欧州に所在するベルギー王国、ルクセンブルグ大公国及びオランダ王国の領域 (知財条約第1.16条)
	④他国制度との関係	欧州連合知的財産庁(EUIPO)の欧州連合商標(EUTM) マドリッド協定議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品標章、役務標章、団体標章、証明標章 (知財条約第2.1条、第2.34条の2、第2.35の2)
	⑥商標の種類	商標を構成する可能性のある標識。但し、a) 他者の商品・役務と識別可能であり、 b) 当局及び公衆が保護範囲を明確かつ正確にできる方法で登録簿に記載され得ること。 すなわち、あらゆる記号、特に個人名を含む単語、またはデザイン、文字、数字、色の他 非伝統的商標(音、パターン、位置、動き、ホログラム、マルチメディア)も含まれる。 (知財条約第2.1条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (知財規則1.1)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財条約第2.2条の3)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。但し、本事務所又は本拠を欧州経済地域に有しておらず、代理人も選任していない者は 欧州経済領域内に連絡先住所を届け出なければならない。 (知財規則3.6(4))
	⑪出願言語	フランス語、オランダ語又は英語 (知財規則2.1(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知財条約第2.9条(1)、(3))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1)識別力を欠く標章 (2)商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造時期又は 役務の提供時期その他の特性を表示するために業として使用される標識又は表示のみ からなる商標 (3)ベネルクスの1か国の道徳若しくは公の秩序に反する標章 (4)商品又は役務の品質、性質、原産地等に関して、公衆を欺瞞する性質の標章 (5)パリ条約第6条の3に基づき拒絶又は無効とされるべき商標であって、管轄当局の許可を 得ていない商標 (6)欧州連合又はベネルクス各国において効力を有する原産地名称及び地理的表示の保護 を定める法律・条約により登録から除外される商標 (7)欧州連合又はベネルクス各国において効力を有するワインの伝統的呼称の保護を定める 法律・条約により登録から除外される商標 (8)欧州連合又はベネルクス各国において効力を有する植物新品種の保護を定める法律・ 条約により登録された、同一又は近縁の植物品種に関する先の植物品種名称又はその 本質的要素を模倣した商標 (以上知財条約第2.2条の2) (9)先の商標と同一であり、かつその商標が出願され又は登録された商品又は役務が先の 商標で保護されている商品又は役務と同一である商標 (10)先の商標と同一又は類似し、かつその商標の対象となる商品又は役務が同一又は類似 することにより、先の商標との関連の恐れを含む公衆に混同のおそれがある商標 (11)先の商標と同一又は類似し、かつその商標の対象となる商品又は役務が同一又は類似 することにより、先の商標との関連の恐れを含む公衆に混同のおそれがある商標 (12)ベネルクスにおいて周知であるか、欧州連合において著名な先の商標と、標識が同一 であれば、商品・役務の同一・類似・非類似のいずれにもかかわらず、正当な理由なく 後の商標を使用すると先の商標の識別力又は著名性を不当に利用又は害することに なると認められる商標 (以上知財条約第2.2条の3)

①国名	Kingdom of the Netherlands (NL) (オランダ王国)			
商標制度	⑮防護標章制度の有無	無。		
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財条約第2.2条の3(3)a)		
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (知財条約第2.5条の2、知財規則1.1(1)d)		
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。先登録調査を行うが、審査は絶対的要件についてのみ行う。 (知財条約第2.7条、第2.11条、第2.8条、知財規則1.7)		
	⑲審査請求制度の有無	無。		
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。方式要件を充足すれば出願人の請求により、早期審査が行われる。 (知財条約第2.8条(2)、知財規則1.7(1))		
	㉑出願公開制度の有無	有。出願日取得の条件が満たされ、ニース分類に基づく商品又は役務の分類が付与された後、公開される。 (知財条約第2.5条(5))		
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は出願公開の日から2月以内に異議申立することができる。 (知財条約第2.14条)		
	㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は、庁に無効審判を請求することができる。 (知財条約第2.30条の2)		
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録後、継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財条約第2.30条の2)		
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (知財条約第2.5条の2)		
	㉖図形要素の分類	有。 (知財規則1.5(1)h)		
	㉗譲渡要件	無。商標は、事業とは無関係に譲渡することができる。 (知財条約第2.31条)		
	㉘費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
			商標	団体商標
		出願料(1区分の場合の料金)	244 EUR	379 EUR
		出願料(2区分の場合の追加料金)	27 EUR	42 EUR
		出願料(3区分以降の追加料金)	81 EUR/区分	126 EUR/区分
		早期審査追加料金(1区分の場合の料金)	244 EUR	379 EUR
		早期審査追加料金(2区分の場合の追加料金)	27 EUR	42 EUR
		早期審査追加料金(3区分以降の追加料金)	81 EUR/区分	126 EUR/区分
		[商標権の維持に掛かる費用]		
			商標	団体商標
		更新料(1区分の場合の料金)	244 EUR	379 EUR
		更新料(2区分の場合の追加料金)	27 EUR	42 EUR
		更新料(3区分以降の追加料金)	81 EUR/区分	126 EUR/区分
		早期審査追加料金(1区分の場合の料金)	263 EUR	480 EUR
	早期審査追加料金(2区分の場合の追加料金)	29 EUR	54 EUR	
	早期審査追加料金(3区分以降の追加料金)	87 EUR/区分	162 EUR/区分	
㉙料金減免措置の有無	無。			